

# 大和市道路台帳等閲覧システム導入業務委託（債務負担行為） 事業者候補選定プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

- 本業務は、電子化された道路台帳平面図、基準点・境界点網図等管理係所管の公開資料の情報を、タッチパネル式の地理情報システム(GIS)上で閲覧・出力等可能な状態にすることによって、道路管理業務の適正化及び効率化、並びに市民サービスの向上を図るものである。また、合わせて地理情報システム(GIS)化に伴い、道路法第28条および同法施行規則第4条の2に基づく道路台帳の正確性の確保と経年変化の更新を図るものである。

本業務の実施にあたっては、受注実績のある民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、価格のみではなく優れた企画力や運営力を有する事業者を特定するため、プロポーザル方式により受注候補者（以下、「候補者」という。）を選定できるよう必要な事項を定める。

## 2. 業務の概要

- 業務名：大和市道路台帳等閲覧システム導入業務委託（債務負担行為）
- 業務の目的：道路台帳図の電子化及び閲覧システム導入を行う。
- 業務内容：（詳細は別紙「基本仕様書」のとおり。）
- 履行期間：令和5年7月下旬から令和7年3月28日まで

## 3. 予算上限額

- 49,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 支払いについては、業務完了後の支払いとする。

## 4. 候補者の決定方法

- 本業務は公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

## 5. 評価委員会の設置

- 候補者選定にかかわる評価は、別紙 評価委員会設置要領に定める評価委員会が行うものとする。

## 6. 候補者決定までの流れ

- プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込をし、市から参加資格有の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

市から参加資格有の通知を受けた者（以下、「参加者」という。）は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、プレゼンテーションを行い、評価を受けるものとする。

市は、評価の結果、評点が上位第1位となった者を「最優秀候補者」、上位2位となった者を「次点候補者」として選定し、まず最優秀候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について交渉を行うものとする。期間内に市と最優秀候補者の交渉が成立しない場合に市は次点候補者と交渉を行う。個別の日程については、「14. 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7. 企画提案書の募集方法

- 企画提案書の募集については、本要領をもとに別途募集要領を定めて公表する。なお、公表は街づくり施設部道路管理課ホームページへ掲載する方法で行うものとする。

## 8. 資格要件

- 参加者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

事業所の所在地	・神奈川県内に本店登録又は支店等の受任地登録をしていること。
資格要件等	・主任技術者 作業内容に精通し、過去10年以内に神奈川県内の自治体において、同種業務(道路台帳電子化業務及び閲覧システム導入業務)及び道路法第28条に基づく道路台帳調書の作成または修正業務の担当実績がある測量士及び空間情報総括監理技術者の有資格者とする。 ・照査技術者 空間情報総括監理技術者の有資格者とし、品質評価を適切に管理するため、現場代理人及び主任技術者との兼任は不可とする。 ・担当技術者 担当技術者のうち主たるものは、測量士の有資格者とする。
入札参加資格	・営業種目「測量」「情報処理業務委託」で登録されている者であること。
入札参加停止措置	・参加申込をした日から候補者決定日までのいずれかの日において、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、停止措置処分を受けていない者であること。
業務実績	・過去10年以内に神奈川県内の自治体において、同種業務(道路台帳電子化業務及び閲覧システム導入業務)及び道路法第28条に基づく道路台帳調書の作成または修正業務の受託実績を1件以上有していること。
説明会への出席	・市が開催する説明会に出席していること。
経営の安定性	・2年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと(ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く。) ・6月以内に手形又は小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)がないこと(ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く。) ・所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
その他	・その他公平な競争の妨げになる行為・事実がないこと。

## 9. 説明会

- 具体的な業務内容等について参加希望者の理解を深め、より市の意向に沿った企画提案の提出を促すために、次のとおり説明会を開催する。なお、本説明会への出席を本プロポーザル参加のための条件のひとつとする。

- ・日時：令和5年4月25日(火) 13時30分～15時
- ・場所：大和市役所 第1分庁舎第4会議室
- ・申込：別紙1（説明会参加申込書）にて「16. 問合せ先」まで直接申込すること。
- ・受付：令和5年4月24日(月)17時まで
- ・その他：説明会当日は、道路管理のホームページより資料を印刷しご持参ください。

## 10. 質疑・回答

- 質疑については、次のとおり行うこととする。
  - ・質問者は、道路管理課ホームページより別紙2質問書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ電子メールに添付して道路管理課宛に送信すること。メールの件名は「プロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。
  - ・質疑に対する回答は、道路管理課ホームページ上で質疑とともに公開する。なお、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑及び本業務委託の内容に明らかに関係ないと判断できるものについては、市は回答しないことができるものとする。

## 11. 参加申込・資格審査（1次審査）

- 質疑については、次のとおり行うこととする。
  - (1) 参加申込
 

参加希望者は、道路管理課ホームページより様式をダウンロードして必要事項を記入・代表者印を押印のうえ、必要書類を添えて次のとおり市に提出すること。提出後に提出済様式1-1の内容に変更が生じた場合は、様式1-2及び変更後の様式1-1を市に提出すること。

    - ・ 提出書類：様式1-1、様式2、様式3、様式3-1、様式4、様式5
    - ・ 提出先及び提出方法：大和市役所 街づくり施設部道路管理課（本庁舎4階）へ持参  
(電子メール、郵送での提出は不可)

※提出期限を過ぎた提出書類は受け付けない。

※当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り受け付ける。

    - ・ 提出期限：令和5年5月10日（水）17時着

### (2) 資格審査（1次審査）

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について令和5年5月16日（火）までに、別紙3で参加希望者に通知をするものとする。なお、参加希望者はこの決定について、通知日の翌日から起算して3開庁日以内に、市に説明を求めることができる。

参加者多数のときは、別紙評価要領に基づき1次審査点によってプロポーザル参加者を絞る場合がある。また、参加資格の結果と合わせて、2次審査（プレゼンテーション）の予定を通知する。

### (3) 参加を辞退する場合

参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、様式6に必要事項を記入、代表社印を押印のうえ、企画提案書提出締切日令和5年6月2日（金）17時までに道路管理課まで提出するものとする。

## 12. 企画提案（2次審査）について

### (1) 企画提案書等の作成

参加者は、説明会での説明及び基本仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1社につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

- ・ 企画提案書の提出について

様式7に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

- ・ 企画提案書

別紙「企画提案書作成要領」を参照のうえ、同要領に規定している項目順に作成すること。書式は任意とするが、用紙はA4片面印刷（長辺綴じ）とし、頁数は表紙・目次を除いて30頁以内とする。（様式8 工程表を含む）

- ・ 機能確認表（様式8-1、様式8-2）

- ・ 提案価格書（様式9）

履行期間内に企画提案書の内容を実施するための費用を予算上限額の範囲内において作成すること。金額は消費税込みの金額を表記すること。

- ・ ライフサイクルコスト見積書（様式10）

道路台帳等閲覧システム稼働後の運用保守費用及びデータ更新・修正費用等について作成すること。金額は消費税込みの金額を表記すること。

- ・ 道路台帳調書等修正見積書（様式11）

道路台帳等閲覧システム構築時に作成した道路台帳データの基図及び調書等の更新・修正費用等について作成すること。金額は消費税込みの金額を表記すること。

なお、道路台帳調書等の修正内容は別紙「大和市道路台帳調書等修正業務委託想定仕様書」を参考に算出すること。

- ・ 製本について

「企画提案書」「機能確認表」「提案価格書」「ライフサイクルコスト見積書」「道路台帳調書等修正見積書」の順に綴じ込み簡易製本し、表紙に表題及び社名を記載すること。

### (2) 提出部数

- ・ 正本：1部（見積書に要押印・表紙に「正本」と記載すること。）

- ・ 副本：9部（表紙に「副本」と記載し、提案者が判別できるような記載等は行わないこと。）

### (3) 提出期限・提出先及び提出方法

提出期限：令和5年6月2日（金）17時着

提出先及び提出方法：大和市役所 街づくり施設部道路管理課（本庁舎4階）へ持参

（電子メール、郵送での提出は不可）

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り受け付ける。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

(5) プレゼンテーション（システムのデモンストレーション含む）の実施

各参加者が提出した企画提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

日時：令和5年6月19日（月）

※詳細な日時は、参加資格決定通知後に各社に別途連絡する。

場所：大和市役所 本庁舎5階第6会議室

時間：準備5分、説明45分、質問15分、片付け5分（合計70分）を予定

※プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

※プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意すること。ただし、投影スクリーンは市が用意する。

※参加者の出席者は4名以内とする。

※市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

(6) 評価

評価については、別紙評価要領のとおり行い、最優秀候補者及び次点候補者を決定する。なお、評価点の上位第1位の者が複数いる場合は、別紙評価要領に定める基準により再評価を行い、順位づけを行うものとする。

(7) 評価結果の通知

市は評価の結果について、令和5年6月22日（木）までに別紙4にて参加者に通知するものとする。通知の際は併せて次の内容を通知する。なお、参加者は評価結果に対して通知の翌日から4日以内に市に説明を求めることができるが、本プロポーザルによって選定した候補者との交渉及び契約手続の執行を妨げるものではない。

- ・通知する参加者の順位と総合点数
- ・最優秀候補者の名称と総合点数
- ・その他の参加者の順位と総合点数（※ただし、その他の参加者の名称は「B社、C社」とする。）

## 13. 契約締結に向けての交渉

(1) 仕様等の確定について

市は契約締結に向けて、最優秀候補者と交渉を行う。市は、最優秀候補者の選定をもって最優秀候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。交渉において、業務の契約の目的達成のため必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約

の様様に反映させることができる。次点候補者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、市に提出した見積書に記載された額を超えないこととする。ただし、交渉時に企画提案書等に記載された項目に追加があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

14. 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
説明会申込	令和5年4月24日(月) 17時まで	別紙1	参加希望者⇒市
説明会	令和5年4月25日(火)		
参加申込	令和5年4月28日(金) 9時から 令和5年5月10日(水) 17時まで (必着)	様式1-1、様式2、 様式3、様式3-1、 様式4、様式5 その他必要書類	参加希望者⇒市
参加資格結果の通知	令和5年5月16日(火) までに発送	別紙3	市⇒参加希望者
質疑締切	令和5年5月 8日(月) 17時まで	別紙2	参加希望者⇒市
質疑回答	令和5年5月10日(水) 17時まで	(ホームページで公開)	市⇒参加希望者
企画提案書提出	令和5年5月17日(水) 9時から 令和5年6月 2日(金) 17時まで (必着)	様式7 企画提案書 様式8 様式8-1 様式8-2 様式9 様式10 様式11 その他必要書類	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> <small>正本1部</small>  <small>製本して</small>  <small>正本1部</small>  <small>副本9部</small> </div> <div style="margin-left: 20px;">参加者⇒市</div> </div>
プレゼンテーション	令和5年6月19日(月)	—	—
評価結果等の通知	令和5年6月22日(木) までに発送	別紙4ほか	市⇒参加者
最優秀候補者との交渉	令和5年7月21日(金) まで	—	—
次点候補者との交渉	令和5年7月28日(金) まで※	—	—
契約締結日(予定)	令和5年7月下旬	(契約書)	—
業務の履行開始	契約締結日の翌日から	—	—

※最優秀候補者との交渉が成立した場合は、市は速やかに次点候補者にその旨及び次点候補者との交渉を行わないことを知らせる。

## 15. 情報公開

- 選定の過程や評価結果については、市は大和市情報公開条例に基づき積極的に公開することとし、各参加者の名称及び評価結果を公開できるものとする。ただし、個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについては非公開とする。

## 16. 問合せ先

- ・大和市役所 街づくり施設部 道路管理課 管理係担当 鈴木
- ・電話：046-260-5403
- ・FAX：046-260-5474
- ・e-mail：ma\_kanri@city.yamato.lg.jp

## 17. その他

- 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ・提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - ・募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
  - ・提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ・募集要領に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - ・その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
  - ・企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
  - ・プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
  - ・受注者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
  - ・提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合がある。
  - ・本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ適宜市が判断するものとする。

以上